

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年 3 月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第9号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(正当な理由がある場合)

第2条 条例第11条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）第76条の4に規定する医療等の用途に供するために条例第11条第1号、第2号及び第4号に掲げる行為を行う場合
- (2) 薬事法第12条第1項の許可を受けた者が当該許可に係る同法第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品又は同条第3項に規定する化粧品の研究開発又は製造に利用するために条例第11条第1号、第2号及び第4号に掲げる行為を行う場合
- (3) 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医師、薬剤師その他の医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者向けの新聞又は雑誌により条例第11条第3号に掲げる行為を行う場合

(身分証明書)

第3条 条例第12条第2項の証明書は、様式第1号によるものとする。

(警告書)

第4条 条例第13条第3項の書面は、様式第2号によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成25年7月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

(表)

		第	号
身 分 証 明 書			
写真	所 属		
	職 氏 名		
上記の者は、鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例第12条第1項の規定により立入調査等を行う職員であることを証明する。			
年	月	日	
鳥取県知事			印

(裏)

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（抜粋）

（立入調査等）

第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条各号に掲げる行為若しくは薬事法第76条の4若しくは第76条の5に規定する行為（以下「禁止行為」という。）を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、大臣指定薬物若しくは知事指定薬物若しくはこれらに該当する疑いがある物を取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 用紙の大きさは、縦5.3センチメートル、横8.5センチメートルとする。

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

鳥取県知事

印

警 告 書

あなた（次の者）が行った下記1の行為は、鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例第11条第 号の規定に違反するので、同条例第13条第1項（第2項）の規定により、下記2の措置を採るよう警告します。

記

1 行為

（1） 行為を行った者の氏名

（2） 行為の日時

（3） 行為の場所

（4） 行為の内容

2 採るべき措置